知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月29日

> 花 角 英 世 新潟県知事

新潟県規則第8号

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(平成14年新潟県規則第49号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

後

(電磁的記録の公開の方法)

改

は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に定める方法とする。

ΤĒ

- (1) (略)
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事 が保有するプログラム(電子計算機に対する指 令であって、一の結果を得ることができるよう に組み合わされたものをいう。以下同じ。)を使 用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交 付
- (略)
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報 通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平 成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使用して 公開請求があった場合であって、知事がその保有 するプログラムにより公開を実施することができ るときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組 織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計 算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル に複写させる方法により公開を行うことができる。

(電磁的記録の公開の方法)

改

第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法 | 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法 は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、 当該各号に定める方法とする。

正

前

- (1) (略)
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事 が保有するプログラム(電子計算機に対する指 令であって、一の結果を得ることができるよう に組み合わされたものをいう。)を使用して用紙 に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (略)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。